

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号
手続名	専門医療機関連携薬局の認定 < 1 >	根拠条項	第 6 条の 3 第 1 項
審査基準	<p>専門医療機関連携薬局については、次に掲げる基準等に適合する場合に認定する。</p> <p>1 薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 1 に掲げる傷病の区分は、がんとする。</p> <p>3 1 に掲げる構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>4 1 に掲げる利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">薬局開設者が、過去 1 年間に於いて、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために 2 に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。</p>		
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課
	交付機関	薬務課	
		標準処理期間	2 0 日
		標準経由期間	日
		目次	2 8 の 5
			- 1

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号
手続名	専門医療機関連携薬局の認定 < 2 >	根拠条項	第 6 条の 3 第 1 項
審査基準	<p>薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する 2 に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>薬局開設者が、過去 1 年間に於いて、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する 2 に規定する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。</p> <p>薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する 2 に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>5 1 に掲げる専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の基準は、次のとおりとする。</p> <p>開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。</p> <p>休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。</p> <p>在庫として保管する 2 に規定する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。</p> <p>薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第 3 条第 1 項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。</p> <p>医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。</p> <p>当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して 1 年以上常勤として勤務している者であること。</p>		
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課
	交付 機関	薬務課	
		標準処理期間	2 0 日
		標準経由期間	日
		目次	2 8 の 5
			- 2

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号
手続名	専門医療機関連携薬局の認定 < 3 >	根拠条項	第 6 条の 3 第 1 項
審査基準	<p>6 に定める専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1 年以内ごとに、2 に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、2 に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去 1 年間において、地域における他の医療提供施設に対し、2 に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。</p> <p>6 3 に掲げる専門性の認定を受けた常勤の薬剤師は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体により、2 に規定する傷病の区分に係る専門性の認定（以下単に「専門性の認定」という。）を受けた薬剤師であることとする。</p> <p>学術団体として法人格を有していること。 会員数が千人以上であること。 専門性の認定に係る活動実績を 5 年以上有し、かつ、当該認定の要件を公表している法人であること。 専門性の認定を行うに当たり、医療機関における実地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の掲載又は当該団体が実施する適正な試験への合格その他の要件により専門性を確認していること。 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けていること。 当該団体による専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公表していること。</p>		
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課
		交付機関	薬務課
		標準処理期間	2 0 日
		標準経由期間	日
		目次	2 8 の 5
			- 3